

21. 今後の経済対策について

昭和58年4月5日
経済対策閣僚会議

1. 最近の経済情勢

最近の我が国経済をみると、物価の安定を背景に緩やかに拡大しつつあるものの、国内需要は総じて緩慢な伸びにとどまっており、輸出もなお停滞状況を脱していない。生産活動も依然低調に推移している。また、雇用情勢は、完全失業者の増加等近年にない厳しい状況にある。

この間、先進国のインフレは沈静化し、米国を中心に先進国経済に明るさがみえている。加えて、原油価格の低下は、世界経済に総じて好影響を与えるものとみられる。

2. 経済運営の基本方向

こうした情勢に鑑み、我が国としては、行財政改革の精神を踏まえつつ、期待される景気回復をより確実なものとし、内需を中心とした息の長い安定的な経済成長を定着せしめ、世界経済の活性化に積極的に貢献していくことが肝要である。

このため、原油価格の低下による世界経済及び我が国経済に対する好影響の市場の需給を通じる経済の各方面への浸透により、将来に明るい展望を拓くことが必要である。

また、我が国経済は中長期的に民間経済の活力により担われるべきものであり、これら民間経済の活力ある展開のための環境整備が不可欠である。

政府としては、かかる方針の下に、以下の政策課題につききめ細かな対

策を講じていくこととする。

記

I 当面の課題

1. 金融政策の機動的運営

- (1) 内外経済動向を注視しつつ、金融政策の機動的運営を図る。
- (2) 設備投資資金等各般の資金需要に対処して、所要の資金供給の円滑化に配慮する。

2. 公共事業等の前倒し執行

- (1) 昭和58年度の公共事業等については、上半期における契約済額の割合の目標を70%以上として可能な限り執行を促進するとともに、今後とも内外の経済動向を注視しつつ適時適切な対策を講ずるものとする。
- (2) 地方公共団体においても、(1)の措置に準じて、事業の円滑な執行を図るため必要な措置を講ずるよう要請する。なお、補助金の交付及び地方債の許可について事務処理の促進を図る。

3. 住宅建設の促進

- (1) 住宅建設の促進を図るため、住宅金融公庫の昭和58年度第1回の募集については、需要の動向に即応した適切な募集を行うこととし、速やかな募集開始を期する。

また、同公庫の貸付については、対象となる分譲住宅の譲渡価額限度額の引上げ及び高層住宅貸付の対象地域の拡大を図る。

- (2) 民間金融機関の個人向け住宅融資については、親子二世帯住宅ローン等新種商品の開発、金利の引下げ及び融資資金の確保につき配慮するよう指導する。また、財形持家融資については、制度の一層の普及・活用を図る。

(3) 増改築の推進を図るため、増改築工事の実施体制の整備を行うとともに引き続き増改築推進キャンペーンの全国的展開を行う。

(4) 昭和58年度税制改正を踏まえ、住宅取得控除制度及び中高層住宅建設のための立体買換えに係る特例制度の改善等の周知徹底を図り、その活用に資する。

4. 規制の緩和等による民間投資の促進等

(1) 都市中心部の高度利用を図るため、第一種住居専用地域の適切な見直し、市街地住宅総合設計制度の積極的普及・活用等民間における都市再開発等の推進に係る条件整備を行う。

また、都市再開発、住宅建設に資するため国公有地等の活用を一層促進する。

(2) 宅地供給の円滑化を図るため、実態に即した適切な線引きの見直しを推進するとともに、地域の実情に応じ市街化調整区域における開発許可の規模要件の引下げが行えるよう措置する。また、借地方式等による宅地供給については、その積極的活用方策の検討を行う。

(3) 地方公共団体の宅地開発指導要綱につき、行き過ぎの是正を要請したところであるが、引き続きその是正の指導を行う。また、住宅・宅地開発に関連する公共公益施設の整備の促進に努める。

(4) 電力業の設備投資につき、昭和58年度下期以降分の繰上げ発注等（約5000億円程度を目途）を行うとともに、設備の効率化、供給信頼度の向上等のための投資等を促進するよう指導する。

(5) 民間設備投資については、引き続き投資環境の整備に努めるとともに、政府系金融機関の貸付計画の円滑な実施に努める。

(6) 発展途上国のニーズに応じ、引き続きプラント・バージに係る協力

の推進を図る。

5. 中小企業対策の推進

- (1) 政府系中小企業金融三機関の第1四半期の貸付資金枠を十分確保するとともに、貸出手続の迅速化等に努めることにより、中小企業に対する円滑な金融を確保する。
- (2) 倒産防止特別相談事業等の活用により、倒産防止対策を機動的に運用する。
- (3) 官公需についての中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、下請代金支払遅延等防止法等の厳守の指導及び下請取引あっせんの強化を行う。
- (4) 特定業種関連地域中小企業対策臨時措置法の成立を受けて、特定業種関連地域の振興対策等をできるだけ早期に実施する。
- (5) ベンチャービジネスの育成のため中小企業投資育成会社を積極的に活用する等中小企業の新分野の開拓を促進する。
- (6) 昭和58年度税制改正を踏まえ、中小企業の設備投資促進のための税制上の措置の周知徹底を図り、中小企業の設備投資の促進に資する。
- (7) 首都圏工業等制限法の制限区域内の中小企業者が行う設備の近代化、企業規模の適正化等に係る新增設について緩和措置を講じたところであり、この趣旨を踏まえ、同区域内の中小企業の設備投資を円滑化する。

6. 雇用対策の推進

- (1) 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の成立を受けて、業種及び地域の指定を機動的に行うとともに、離職前訓練、再就職あっせんを促進するための助成措置を充実し、各

種援護措置の適切な活用により、関係労働者の雇用の安定に努める。

なお、下請関係中小企業については、その雇用調整の実態に即応して、援護措置が適用されるよう配慮する。

- (2) 失業の予防を図るため、雇用調整助成金制度について業種指定を機動的に行うことにより、その積極的活用を図るとともに、高年令者等の特定の求職者について、特定求職者雇用開発助成金の活用等により、その早期再就職を促進する。

7. 不況業種対策の推進

- (1) 構造的な不況に陥っている基礎素材産業については、特定産業構造改善臨時措置法の成立を受けて、同法に基づく業種ごとの構造改善基本計画を早急に策定する等、これら業種の構造改善を円滑に実施する。
- (2) 著しい需給不均衡に陥っている不況業種については、内需の拡大、不況カルテルの適正な運用等を通じて需給バランスの改善に努める。

8. 調和ある対外経済関係の形成

(1) 基準・認証制度の改善

基準・認証制度の改善につき、本年3月26日の経済対策閣僚会議においてその基本方針の了承をみたところであるが、所要の改正法案を今国会中に提出する。

また、規格・基準作成過程における透明性の確保、国際基準への適合等の法改正以外の改善策についても速やかにその実現に努める。

(2) 経済協力の推進

発展途上国の経済発展及び世界経済の活性化に資するため、新中期目標の下に、経済協力の一層の充実に努める。

(3) 産業協力の推進

世界経済活性化の観点から、投資交流、技術交流、第三国市場協力を積極的に推進する。

Ⅱ 今後取組むべき課題

1. 世界経済活性化のための国際協力に対する応分の貢献

世界経済の活性化に寄与するための国際協力について我が国も各般の面において応分の貢献を果していくものとし、その具体的方策について検討を進める。

2. 所得税の減税

今後、減税の具体的方法、規模、財源措置等について検討を進める。

3. 公共的事業について民間活力導入の方策を検討

公共的事業の分野への民間の投資機会の一層の拡大等民間活力の活用方策について、民間の協力を得つつ検討を進める。